

仕 様 書

業務名 白石破碎工場更新事業アドバイザー業務



# 第1章 共通仕様書

## 1 業務の目的

札幌市では、運転開始後40年以上が経過し、老朽化が進行している篠路破碎工場を白石清掃工場に隣接する形で更新する白石破碎工場更新事業(以下「本事業」という。)を計画しており、DBO方式により、施設の建設工事と運営管理業務を民間事業者に一括して長期的かつ包括的に発注することとした。

本業務は、本事業にかかる基本計画、生活環境影響調査等を踏まえた、債務負担額の設定及び事業発注に必要とする関係書類の作成から契約締結までの事業者の選定手続きにかかわる総合的な支援を行うことを目的とする。

また、受託者は施設の設計施工及び運営管理業務の契約上の疑義について専門的な知見による適切なアドバイスを委託者に提供するとともに、各種委員会の運営及び近隣地区等関係者への情報提供の支援を併せて行うものとする。

なお、本業務を実施するにあたっては、札幌市PPP/PFI活用方針(以下「活用方針」という。)に則り、手続きを進めるものとする。

## 2 業務の名称

白石破碎工場更新事業アドバイザー業務

## 3 更新施設の概要

更新場所: 白石清掃工場敷地内(札幌市白石区東米里2170番地)

処理能力: 140t/5h

建設予定地面積: 約1.8ha(東西約98m×南北約203m)

## 4 業務の場所

札幌市内

## 5 業務期間

契約締結日より令和6年3月28日まで

## 6 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

## 7 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成にあたっては事前に業務主任と協議を行うこと。また、成果報告書について、図表その他、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。

(1)契約後速やかに提出する書類

- |           |    |
|-----------|----|
| ア 業務着手届   | 2部 |
| イ 業務実施計画書 | 2部 |

ウ 工程表 2部

エ 主任技術者等指定通知書 2部

(2)年度ごとの業務完了時に提出する書類

ア 完了届 2部

イ 成果報告書 3部

ウ 参考資料 一式

エ 電子データ 一式

(3)その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

(4)業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則7日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

(5)成果報告書に関する注意事項

ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料はすべて明確にし、整理して提出すること。(特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。)

イ 文献・その他資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。

ウ 業務協議簿・その他業務主任から指定されたものを添付すること。

エ 成果報告書の提出にあたっては、主任技術者が立会うこと。

オ 電子データは、原則ワープロソフト(マイクロソフト WORD 2016と互換性が確認されているもの)形式とPDF形式で作成すること。他形式で提出する際は、業務主任と協議すること。

カ ワープロソフト形式の電子データは委託者側で自由に変更できる状態にしておくこと。PDF形式の電子データは印刷やコピーなどできる状態にしておくこと。

## 8 著作権

成果報告書に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は委託者に無償で譲渡すること。ただし、受託者が自ら作成したもの以外についてはこの限りではない。

## 9 再委託について

受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。

- (1) 実施方針や要求水準書等、事業発注に必要な資料の作成及び進捗等業務管理
- (2) 委員会、打合せの出席と配布資料作成等(議事録作成は除く)

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

## 10 業務管理

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、ごみ処理施設を対象としたPFI又はDBO事業によるアドバイザー業務を履行した実績(平成24年4月1日から令和4年3月31日までに業務を完了したものに限る。)を有すること。
- (2) 受託者は、「10業務管理(1)」に示す業務を主任技術者として履行した実績を有するものを主任技術者として配置できること。なお、主任技術者は業務全般について総合的な管理も行うこと。
- (3) 主任技術者は、技術士(衛生工学部門-廃棄物管理)、技術士(総合技術管理部門-廃棄物管理)、

RCCM(廃棄物)のいずれかの資格を有すること。

- (4) 全ての打合せには、特別な事情が無い限り主任技術者が出席すること。
- (5) 本業務についての打合せ(協議)は、委託者又は主任技術者が必要と認めたときに実施し、記録すること。
- (6) 原則、業務期間の途中で主任技術者を変更することは認めない。ただし、やむを得ない理由により変更が必要となった場合は、双方協議のうえ定めることとする。

## 1 1 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。

## 1 2 法令等の順守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

## 1 3 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務遂行にあたっては、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事業者にも有利あるいは不利が生じないよう留意し、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とする。(別記「個人情報取扱注意事項」)

## 1 4 関係機関との協議

基本計画の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、または協議を求められた場合、その対応を行うこと。

## 1 5 質疑の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

## 1 6 環境に配慮した業務履行

受託者は環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

## 1 7 その他

- (1) 受託者は、新型コロナウイルス感染防止のため、業務に従事する者にマスクを着用させること。また、業務に従事する者に業務開始前に検温を実施し体調管理に努めること。

- (2) コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む)または濃厚接触者であることが判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
- (3) 業務の履行に当たっては、極力「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避を図ること。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、説明会のような対面での対応を要する場合について、リモートでの対応が求められた際にも支援を行うこと。

## 第2章 特記仕様書

### 1 事業条件、事業者募集・選定等の検討

白石破砕工場は、白石清掃工場の前処理施設であること、白石清掃工場から電気、給水、給湯、蒸気が供給されること、白石清掃工場へ排水を送ることから、本業務にあたっては白石清掃工場(直営)を「主」、白石破砕工場(民営)を「従」とする関係性を前提に以下の項目について検討を行うこと。

そのほか必要な項目については委託者と協議のうえ追加検討すること。

#### (1) 事業スキーム・契約手法等の検討

本事業をDBO方式で実施するにあたっての事業スキーム及び契約手法等の検討を行うこと。

#### (2) 事業者募集・選定条件等の検討

委託者が決定する事業発注の方式に合わせ、審査方法、事業者選定スケジュール及び事業者参加資格条件等の検討を行うこと。

#### (3) リスク分析及び官民役割分担の検討

本事業の遂行に関するリスクについて、リスク分析及び官民の役割分担の検討を行うこと。

#### (4) 各種インフラ取合い条件の検討

熱源水・上水・排水等の取合い条件について、委託者の関係者協議に際し資料作成等の支援を行う。

#### (5) 債務負担行為の設定に係る支援

市場調査は、プラントメーカー等の事業者に対して見積設計（建設工事費及び運営管理業務費を含む）を依頼し、参考見積書を徴取することにより行う。さらに、プラントメーカーから提出された参考見積書について精査し、債務負担額の設定に係る必要な支援を行い、関係法令等を踏まえた適切な設定方法を提案するとともに、最新市況や事業内容等を加味した資料作成等の必要な支援を行うこと。

### 2 実施方針（案）の作成

(1) 受託者は、事業者から事業スキーム等の事業骨格に関する意見の徴収及び要求水準書（案）に基づく見積設計と見積書の提出を受けるための実施方針（案）を作成すること。実施方針の構成については、PFI法第5条に規定されるもののほか、委託者の方針を踏まえて決定する。

(2) 活用方針に基づく、特定事業の概要、実施方針の作成時期、担当部署等の公表に際して必要な支援を行うこと。

### 3 要求水準書（案）の作成

#### (1) 施設の整備に関する要件

受託者は、事業者から見積設計及び見積書の提出を受けるために、処理機能・性能及び工事の基本的な計画内容・範囲を盛り込み、施設整備に関する要件を取りまとめること。また、業務遂行にあたっては、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事業者には有利あるいは不利が生じないよう留意すること。

施設整備に関する要件の作成にあたっては、基本計画と最新技術動向を踏まえた設計施工仕様の充実を行うほか、事業スキーム、官民役割分担等に配慮した内容を織り込むものとす

る。

構成は以下を参考とすること。

#### ア 計画概要

計画概要は施設建設計画の概要及び建設工事に関する基本的な拘束条件等が示されたものとし、設計施工一括発注方式を前提とした特約事項、設計上考慮すべき性能保証事項、工事範囲及び提出図書、保証期間等について記載されたものとする。

#### イ 全体計画

基本計画を踏まえた各種設計指針、設計条件、施工条件、公害防止条件等について記載されたものとする。

#### ウ 機械設備工事仕様書及び電気設備工事仕様書

主要機械設備ごとの概要及び設計上留意すべき事項が示されたものとするとともに、機器・装置等の主要なものについては、数量・容量・材料、形式、能力等が可能な範囲で示されるものとする。

#### エ 土木・建築工事仕様書

土木・建築工事に関する基本的な考え方や設計にあたって配慮すべき事項、施工に際して遵守すべき関係法令、準拠すべき指針等が示されたものとする。

### (2) 施設の運営に関する要件

本事業及び本施設の運営管理業務で要求する条件を明解に示すこと。

構成及び記載事項等については、リスク分担及び官民役割分担を踏まえたものとし、委託者及び関係部局と十分な協議を行い、特定の事業者により有利あるいは不利が生じないように留意すること。

## 4 見積り関係書類の徴集・精査、債務負担額等の算出

見積り設計、見積り書等の見積り関係書類を徴集する際は、その内容を精査し、不明瞭な部分がある場合はヒアリングを実施し、内容の明瞭化を行うこと。また、見積り関係書類をもとに、本事業の要求水準書に反映させるための資料の作成並びに本事業の債務負担額を算出すること。債務負担額の算出に際しては、交付金受入額、地方債借入額、一般財源等の財源計画書も併せて作成すること。

## 5 実施方針の公表、特定事業の選定

本事業の入札公告に先立ち、実施方針を一般に公表する。受託者は実施方針の公表に必要な関係書類を作成するとともに、事業者等からの実施方針への意見等を踏まえた関係書類の改訂を行うこと。また、特定事業の選定に必要な関係書類を作成すること。

## 6 事業者募集書類等の作成支援

事業者を募集するにあたって必要な、入札説明書、様式集、要求水準書、契約書（案）等を作成すること。

(1) 入札説明書

事業の概要、事業範囲、参加資格の条件、入札手続き等について、事業者が理解しやすい入札説明書を作成すること。

(2) 様式集（案）

入札参加表明時、入札時（事業者提案提出時）等に提出すべき書類の様式を作成すること。作成にあたっては、事業者間の公平性に十分留意し、かつ事業者の創意工夫が十分に発揮できるように配慮するとともに、審査において過大な負担が生じないような様式とすること。

(3) 落札者決定基準

事業者選定委員会が落札者を決定する手順及び評価項目等を記載した書類を作成するにあたり、必要な支援を行うこと。

(4) 要求水準書

実施方針と合わせて公表した要求水準書（案）に対する事業者からの質問・意見及び見積り関係書類をもとに、必要に応じて要求水準書（案）を改訂し、入札公告用の要求水準書を作成すること。

(5) 契約書（案）

本事業の委託または請負契約に規定される事項及びリスク分担に係る施設整備維持管理等に係る事項に関する基本協定書（案）及び事業契約書（案）を作成すること。

(6) その他

事業者を募集するにあたり、必要な書類を作成すること。

## 7 入札説明会及び現地説明会の開催支援

委託者が開催する入札公告後の入札に関する説明会及び現地説明会の支援を行うこと。

## 8 募集書類等に係る質問回答書の作成支援

公表した実施方針、入札説明書等の募集書類に対して、事業者から寄せられる質問及び意見を取りまとめ、その内容について検討し、回答書の作成を行うこと。また、そのほか対応が求められる質問及び意見についても支援すること。

## 9 評価・事業者選定のための提案審査の支援

(1) 入札参加資格確認審査に関する支援

委託者が、入札説明書に規定する参加資格要件の確認を行うために必要な資料を作成すること。

(2) 基礎項目審査に関する支援

委託者が、落札者決定基準に基づき、事業者提案内容が基本条件を満たしているか等について審査を行うために必要な資料を作成するなどの支援を行うこと。

(3) 入札参加資格確認審査以降の対話に関する支援

事業者との対話を実施するにあたり、開催支援及び対話内容のとりまとめを行うこと。

(4) 審査支援資料作成

提出された事業者の提案内容について、落札者決定基準に基づき、事業者選定委員会が審

査を行う際の補助資料を作成すること。資料の作成にあたっては、可能な限り客観性に配慮し、比較表を作成する等して審査行為が円滑に行えるように十分留意すること。

#### (5) 審査結果のとりまとめ・審査講評の作成支援

事業者選定委員会における審査結果をとりまとめるとともに、落札者選定基準に示した審査項目及び評価項目ごとに、事業者提案内容を評価した結果を審査講評としてとりまとめること。

### 10 事業者選定委員会の運営支援

#### (1) 必要な資料の作成

事業者選定委員会の運営に必要な資料の作成を行うこと。作成にあたっては、委員の作業負担が過大にならないように留意すること。なお、委員の選定については、委託者が行うものとし、求めに応じて委員候補者を推薦すること。

#### (2) 事業者選定委員会への出席及び資料説明等の支援

事業者選定委員会に出席し、必要に応じて資料の説明を行うとともに、事業者選定委員会後に議事録を作成すること。

### 11 契約締結に係る支援

委託者と落札者との間で協定及び契約を締結するに際して、委託者が、契約書（案）及び事業者提案内容に基づき最終的に締結する契約内容について、DBO方式及び選定した発注方式のメリットを最大化できるように確認、調整、交渉並びに契約締結に係る支援を行うこと。

### 12 情報提供に係る支援

建設予定地近隣地区等において、情報提供に必要な資料の作成に協力するとともに、必要に応じて情報提供時に同席すること。

### 13 廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析及び資料作成支援

本業務の内容を踏まえて、国の手引書に基づく費用対効果の分析及び循環型社会形成推進交付金の申請に必要な資料の作成を行うこと。

### 14 運営モニタリング方法等の検討

委託者が行う運営モニタリングについて、詳細（内容・体制等）を検討し、モニタリング実施計画書（案）を作成すること。

### 15 報告書の作成

本事業の検討経過及び資料を整理し、報告書を作成すること。

### 16 本業務に係る想定スケジュール

令和4年度	・見積り徴集用資料作成
(2022年度)	・見積関係資料の徴集

令和5年度  
(2023年度)

- ・事業者選定委員会の設置
- ・債務負担額の算出
- ・見積関係資料の精査結果の報告
- ・実施方針の公表
- ・特定事業の選定
- ・事業者募集書類の決定
- ・入札公告
- ・落札者の決定
- ・本事業に係る契約締結

※カッコの数字は特記仕様書の番号を示す。

『別記』

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。